

別表 2

手当支給基準

名 称 扶養手当

根 拠 第9条

支給の始期 月の途中で申請のあった場合は、その日の属する月の翌月

支 給 対 象	支 給 基 準
配 偶 者	3, 0 0 0 円
(1) 1 8 歳未満の子	8, 0 0 0 円
(2) 1 8 歳未満の弟妹	8, 0 0 0 円
(3) 6 0 歳以上の父母	3, 0 0 0 円
(4) 心身障害者	3, 0 0 0 円
	支給対象者については、3人まで支給基準額を、その他のものについては1, 5 0 0 円を支給する。最高6人まで支給し、7人目からは支給しない。

名 称 住宅手当

根 拠 第 10 条

支給の始期 月の途中で申請のあった場合は、その日の属する月の翌月

支 給 対 象	支 給 基 準
住宅を借り受けて家賃を支払っている職員	家賃・間代が月額 30,000 円未満の場合は、10,000 円、月額 30,000 円以上の家賃を支払っている場合は、30,000 円を控除した額の 2 分の 1（その額は 10,000 円を限度とする）に 10,000 円を加算した額（最高限度額 20,000 円）
自己の所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるもの	1,000 円 新築又は購入した日から起算して 5 年を経過するまでの期間は 2,000 円

名 称 通勤手当

根 拠 第 11 条

支給の始期 月の途中で申請のあった場合は、その日の属する月の翌月

支 給 対 象	支 給 基 準			
交通機関（電車・バス等）を利用する職員（片道2km以上）	電車又はバスを利用する場合、1ヶ月の定期券を購入するに要する額とし、月額18,000円を最高限度額とする。			
交通用具を利用する職員 （片道2km以上）	交通用具利用者			
	通勤距離	交通用具		
		自動車又は原動機付の交通用具	自 転 車	
	2 km以上 4 k m未満	月額 2,500 円	片道 2 km以上 2,000 円	
	4 km以上 6 k m未満	3,600 円		
	6 km以上 8 k m未満	4,600 円		
	8 km以上 10 k m未満	5,700 円		
	10 km以上 12 k m未満	6,700 円		
	12 km以上 14 k m未満	7,800 円		
	14 km以上 16 k m未満	8,800 円		
	16 km以上 18 k m未満	9,800 円		
	18 km以上 20 k m未満	10,900 円		
	20 km以上 22 k m未満	11,900 円		
	22 km以上 24 k m未満	13,000 円		
	24 km以上 26 k m未満	14,000 円		
	26 km以上 28 k m未満	15,100 円		
	28 km以上 30 k m未満	16,100 円		
	30 km以上 32 k m未満	17,200 円		
	32 km以上 34 k m未満	18,200 円		
	34 km以上 36 k m未満	19,300 円		
	36 km以上 38 k m未満	20,300 円		
	38 km以上 40 k m未満	21,300 円		
	40 km以上 42 k m未満	22,400 円		
	42 km以上 44 k m未満	23,400 円		
	44 km以上 46 k m未満	24,500 円		
	46 km以上 48 k m未満	25,500 円		
	48 km以上 50 k m未満	26,600 円		
	50 km以上 52 k m未満	27,600 円		
52 km以上 54 k m未満	28,700 円			
54 km以上 56 k m未満	29,700 円			
56 km以上 58 k m未満	30,800 円			
58 km以上 60 k m未満	31,800 円			
60 km以上	32,900 円			

名 称 超過勤務手当及び休日勤務手当

根 拠 第 12 条・第 13 条

支給日 翌月の 25 日

支 給 基 準

第 12 条により算出した勤務 1 時間当り給与額 $\times 125 / 100$

時間外勤務が深夜に及んだ場合は $150 / 100$

その月の合計時間が 1 時間に満たないときは、30 分以上は 1 時間とし 30 分未満は切り捨てる

名 称 期末、勤勉手当

根 拠 第 14 条

期末手当及び勤勉手当

支 給 日	支 給 対 象	支 給 基 準
6 月 30 日	6 月 1 日在職者	(期末手当) 基本給、扶養手当、月額合計×155/100
12 月 10 日	12 月 1 日在職者	基本給、扶養手当、月額合計×170/100 (勤勉手当) 基本給、扶養手当、月額の合計×70/100 基本給、扶養手当、月額の合計×70/100

上記を基準にして次の支給割合を乗じた額

基準日前 6 ヶ月以内の勤務期間	支 給 割 合
6 ヶ月	100%
5 ヶ月 15 日以上 ~ 6 ヶ月未満	95%
5 ヶ月以上 ~ 5 ヶ月 15 日未満	90%
4 ヶ月 15 日以上 ~ 5 ヶ月未満	80%
4 ヶ月以上 ~ 4 ヶ月 15 日未満	70%
3 ヶ月 15 日以上 ~ 4 ヶ月未満	60%
3 ヶ月以上 ~ 3 ヶ月 15 日未満	50%
2 ヶ月 15 日以上 ~ 3 ヶ月未満	40%
2 ヶ月以上 ~ 2 ヶ月 15 日未満	30%
1 ヶ月 15 日以上 ~ 2 ヶ月未満	20%
1 ヶ月 ~ 1 ヶ月 15 日未満	15%
15 日以上 ~ 1 ヶ月未満	10%
15 日未満	5%
0	0%

勤務期間中に次の期間がある時は除算する。

- イ. 公務上の障害による休職以外の休職期間
- ロ. 第 19 条により給与を減額された期間
- ハ. 傷病により欠勤した期間 (傷病が公務による場合を除く)

名 称 資格手当

根 拠 第 15 条

支給の始期 月の途中で申請のあった場合は、その日の属する月の翌月

国 家 資 格	そ の 他 の 資 格	
<ul style="list-style-type: none">・ 介護福祉士・ 社会福祉士・ 精神保健福祉士・ 看護師・ 准看護師・ 管理栄養士	<ul style="list-style-type: none">・ 介護支援専門員・ サービス管理責任者・ 相談支援専門員・ 職場適応援助者・ 就労支援関係研修終了 (厚生労働省告示第 1 7 8 号 第 1 号研修)・ 介護職員初任者研修終了・ 強度行動障害支援者養成 研修・ SST 認定講師	<ul style="list-style-type: none">・ 中型運転免許・ 大型特殊免許・ 保育士・ 幼稚園教諭・ 調理師試験・ 製菓衛生師・ 社会福祉会計簿記認定試験

別表 3

経 験 年 数 換 算 表

経 験 の 種 類	職員の職務との関係	換 算 率
職員の職務と類似した職務に従事した期間 及び特殊な技術、経験を必要とする職務に 従事した期間で、その職務の経験が、職員 として職務に役立つと認められる期間	直接関係があると認めら れるもの	10割以下
	その他のもの	8割以下
技能、労働等の職務に従事した期間でその 職務の経験が職員としての職務に役立つと 認められる期間	直接関係があると認めら れるもの	10割以下
	その他のもの	8割以下
上記以外の期間		2.5割
他の職員との均衡を著しく失う場合は、調整することができる		

経験年数換算後の調整

(1) 上記の経験対象月数 84月（7年）までの場合

$$(\text{経験対象月数}) \times 4 / 5 = (\text{月数}) \div 12 = \text{〇年〇月}$$

1年を1号とし端数月に相当する期間を短縮する

(2) 経験対象月数 84月（7年）を超えた場合

$$(\text{経験対象月数}) \times 2 / 3 = (\text{月数}) \div 12 = \text{〇年〇月}$$

1年を1号とし端数月に相当する期間を短縮する

(3) 前期(1)、(2)を加え、1に満たない端数を生じた時その期間を短縮する。

ただし、その数が3, 6, 9を超えた時は、その直近下位の3, 6, 9の何れかの月数とする。

別表 4

級別標準職務昇格基準表

区 分	職務の級	標 準 職 務	昇 格 基 準
職 員 給 料 表	1 級	指導員の職 支援員の職 専門職員の職	1 級 12 号級 12 ヶ月経過 在級 6 年以上で且つ法人が昇格 相当と認めたとき 2 級へ
	2 級	指導員の職 支援員の職 専門職員の職 相談員の職 サービス管理責任者の職	2 級 9 号級 12 ヶ月経過 在級 6 年以上で且つ法人が昇格 相当と認めたとき 3 級へ
	3 級	指導員の職 支援員の職 専門職員の職 相談員の職 サービス管理責任者の職 副管理者の職 管理者の職	3 級 14 号級 12 ヶ月経過 在級 6 年以上で且つ法人が昇格 相当と認めたとき 4 級へ
	4 級	副管理者の職 管理者の職 統括管理者の職	4 級 14 号級 12 ヶ月経過 在級 5 年以上で且つ法人が昇格 相当と認めたとき 5 級へ
	5 級	統括管理者の職 理事長の認めた職	

別表 5

職員の退職手当支給規則

(目的)

第 1 条 この規則は給与規程第 16 条に基づき、職員の退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(制度の運用)

第 2 条 掛け金及び手当での支給を受けるための諸規定は、社会福祉施設職員退職手当共済法及び新潟県民間社会福祉職員退職積立基金規程による職員退職手当を退職時に支給する。細部は社会福祉医療事業団、及び社会福祉法人新潟県社会福祉協議会と上越つくしの里医療福祉協会との退職手当共済契約約款による。